

早期再就職のための訓練に対し、支援を拡充します

再就職援助計画の対象となった従業員の再就職支援を職業紹介事業者に委託した場合に、事業主に対して助成される「再就職支援奨励金」の助成内容の一部を見直します。

【再就職支援奨励金（再就職実現申請分）】

1 職業紹介事業者が実施する訓練への助成（訓練加算※1）の拡充

変更点① 助成額の拡充

【現行】6万円/月（最大3か月分） → 【改正後】訓練実施費用×2/3（上限30万円）

変更点② 支給対象となる訓練時間の見直し

【現行】訓練実施期間が1か月以上であり、各月あたり50時間以上の訓練であること
→ 【改正後】総訓練時間数が10時間以上の訓練であること

改正後の助成内容（①および③は、これまで通り）

中小企業事業主		中小企業事業主以外		
①	通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{2}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{3}$	通常	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{4}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{1}{3}$
	特例区分	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{2}{3}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{4}{5}$	特例区分	$(「委託費用」-②-③) \times \frac{1}{3}^*$ *対象者が45歳以上の場合 $\frac{2}{5}$
②	訓練加算 ※1 … 訓練実施に係る費用×2/3（上限 30万円）			
③	グループワーク加算 … 3回以上実施で1万円を上乗せ			

2 教育訓練施設等が実施する訓練への助成（職業訓練実施支援※2）の新設

新設 再就職支援のための訓練を教育訓練施設等への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の一部を、下記の通り助成します。

中小企業事業主	中小企業事業主以外
訓練実施に係る費用×2/3（上限 30万円）	

それぞれの支給対象となる訓練内容

	※1 訓練加算	※2 職業訓練実施支援
実施主体	再就職支援を委託した職業紹介事業者	公共の職業能力開発施設、学校教育法上の教育機関、各種学校、専修学校、認定職業訓練施設、その他事業主団体等
訓練時間数	総訓練時間数10時間以上（Off-JTのみ）	
対象となる訓練内容	(a) 再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るもの (b) キャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るもの (a)のみ、または(a)と(b)の組み合わせにより実施するもの * (a)と(b)の組み合わせの場合、(b)の時間数の割合が全体の 5割以下 であること	

◆上記の他にも要件があります！ 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。